

要介護認定方法の流れと10月からの変更部分について

この4月から、介護保険の要介護認定の調査方法が変わりましたが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査については、10月からは、さらに一部変更されました。
調査の際には、ご本人の普段の様子を認定調査員に詳しくお伝えください。

要介護認定を受けられる方

申請をします

市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請を行います。

心身の状態を調査します

認定調査

本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。

主治医意見書

主治医の先生により、意見書が作成されます。

どのくらい介護の労力が必要か審査し、認定します

1次判定
認定調査の結果をコンピュータで分析します。

2次判定
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。
1次判定の結果
認定調査の特記事項
主治医意見書

認定
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

認定結果通知が届きます

ご留意いただきたい点など

実際のご本人の状態や介助の程度を拝見させていただきます。また、普段の様子なども伺います。

9月までに申請いただいた場合の調査に比べ、10月以降に申請いただいた場合、日頃の状態に関する情報などについて、より詳しく伺いことがあります。

ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なく調査員にお伝えください。

平成21年4月から、最近の介護サービスの開発・進歩にあわせ、より適切に介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しています。

「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。

変更部分

よくある質問等

今回の見直しは、なぜ行われるのですか。

平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者等からなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。
具体的には、認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することなど、調査項目の考え方が一部変更されました。

今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか。

要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。
これまで通り、「要支援1～2、要介護1～5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できますか。

9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できましたが、10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されていることから、10月以降に要介護認定申請を行った方は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されています。

要介護認定の有効終了前でも再度申請をすることができますか。

要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、
「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と判定された方は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。
「非該当」と判定された方は、再申請を行うことができます。

【お問い合わせ先】

要介護認定についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

須賀川市 高齢福祉課 介護保険係

電話番号：0248-88-8117